

消費税率引上げに伴う貨物利用運送事業の 運賃及び料金の取扱について

令和元年10月1日から、消費税率が8パーセントから10パーセントへ引き上げられることが予定されています。

これに伴い、貨物利用運送事業者の方々におかれましては、「運賃及び料金変更届出書」の提出が必要となる場合があります。（宅配便事業、引越し事業）

以下により、届出書の提出が必要となる場合は、必要な手続きを済ませていただきますよう、お願いします。

◎「運賃及び料金変更届出書」を提出する必要がない場合

運賃及び料金を「外税方式」で定めており、消費税の加算方法について「運賃・料金の総額に消費税率法に基づく税率を乗じて計算する」等として、具体的な税率（8パーセント）を適用方に記述していない場合は、変更届出書を提出する必要はありません。

◎「運賃及び料金変更届出書」の提出が必要となる場合

運賃及び料金を「総額表示方式」で定めている場合（宅配便事業、引越し事業）は、表示している運賃・料金の具体的な金額が変更することとなるので、変更届出書の提出が必要です。

また、外税方式であっても、消費税の加算方法について「運賃・料金の総額に消費税（8パーセント）を乗じて計算する」等として、具体的な税率を適用方に記述している場合は、変更届出書の提出が必要です。

これらの場合は、変更後30日以内に、主たる事務所を管轄する地方運輸局の窓口へ変更届出書の提出をお願いします。

なお、消費税率引上げのみを理由とする運賃及び料金変更届出書については、通常よりも簡易な様式にて提出することも可能です。様式は、下記のHPよりダウンロードできます。

中国運輸局HPトップ→お知らせ→貨物利用運送事業者の方へのお知らせ

◎全ての事業者様

運賃及び料金の変更については、利用者の理解が得られるよう、また、混乱が生じないように十分な周知・説明を行ってください。

（連絡先） 中国運輸局

自動車交通部貨物課

TEL 082-228-3438

海事振興部貨物・港運課

TEL 082-228-3690